

児童発達支援センター虹の家との連携について

建昌こぎく保育園長

1 建昌こぎく保育園の児童発達支援への取組

- ・ 児童発達支援とは

児童発達支援は、児童福祉法によって、定められた福祉サービスの障害児童通所支援のひとつです。主に未就学の子どもへ、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を提供しています。そして、ご家族に対しては、我が子への理解の手助けや適切な対応を伝えるなどのサポートを行うことが児童発達支援の大きな役割となっています。

- ・ 一人一人の特性に応じた療育

建昌こぎく保育園と同法人内の「児童発達支援センター虹の家」では、子どもの一人一人の特性に合わせた運動遊びを通した小集団（個別）療育を行うことで、それぞれの発達課題を達成して日々の生活をより豊かにできるような療育を心がけています。子どもたちがのびのびと充実した毎日を過ごすことができ、本来持っている力を発揮できるように日々の支援に取り組んでいます。

2 早期気づき・早期支援の必要性

- ・ 大切な幼児期に適切な支援

成長がとても早い乳幼児期は、心身の発達と人間形成の基礎が形成される大切な時期です。子ども一人一人にあった環境の中で様々な経験を重ねながら成長していきます。しかしながら、知的障害を伴わない発達障害の場合、特性による行動が理解されず、何の支援も受けられないまま成長してしまうケースが多くあります。

『特性による行動』が周囲に理解されないまま成長の過程で無理を強いられ続けると、自信をなくしたり、対人的な場面をより避けたりするようになってしまいます。そこで、幼児期の早い時期から適切な理解と支援があれば、子どもにとり安心できる環境の中で自信をもって遊びや活動に取り組むことができるのです。

3 同法人内の児童発達支援施設との連携

- ・ 日々の保育で子どもの特性に気づく

建昌こぎく保育園の保育士は、同法人内の児童発達支援センター虹の家の専門スタッフ等と日頃から交流を行い、発達障害のある子どもの特性への理解を深めています。

日々の保育を通して、保育士は、子どもたちの様々な遊びの様子や他の子どもと交流する様子に触れていますので、障害のある可能性にいち早く気づくことができ、保護者様とご相談の上、適切な支援が可能な法人内の児童発達支援施設にスムーズに繋ぐことが可能です。